

## 借金を抱える身で 生活保護活用

### 質問：借金がありますが生活保護は利用できますか？

## 二段ベットの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊かへ

生身の生存確保が最優先—借金があっても人は生き続けるのだから！

基本は単純、その後は事例によって

「借金があるが、生活保護、受けられるか」という質問をたびたび受けます。

この質問は、釜ヶ崎に限ったことではなく、全国各地で聞かれることのようにです。生活困窮者、野宿を余儀なくされている人々、野宿一步手前の人々、それらの人の多くが、困窮に至るまでの過程で借金を抱えることが多いからです。

弁護士や司法書士などで構成されている「生活保護問題対策全国会議」のホームページにも同様の質問と、それに対する答えが掲載されています。

『Q15 借金がありますが生活保護は利用できますか？』

利用できます。ただし、保護費から借金を返済することは望ましくありませんので、法律家に相談して任意整理や自己破産などで借金を整理しましょう。法律家の費用は分割で払う制度もあります。』

基本は、単純です。

「借金があっても、生活保護の申請は出来る」ということです。生活保護を受けた上で、借金問題を解決することにな

ります。

市川市には、「生活保護受給者への多重債務等整理支援事業」というのがあります。

どういう事業かというと、

『多重債務を抱えている被保護者を専門相談機関に導き、相談の結果、自己破産の手続を行うことが望ましいと判断された場合に、破産手続予納金、申請費用および裁判所への交通費など必要経費を支給するものです。』

この必要経費の支給という点に本事業の特徴があり、県内でも先駆けた取り組みになると思われます。』（7月8日、市長定例記者会見での説明）

ようするに、借金を抱えて生活保護を受給している人が、借金取りに見つかからないように、住民票を移さないままにしておく、就職活動をする事が出来にくい状態に置かれることになり、自立の阻害要因となる。また、返済を迫られて、生活保護のお金から毎月返済をすることになると、生活保護本来の目的である最低生活保障が達せられないことになる。だから、借金清算に必要な手助けをすることにした、ということなのです。

鎌倉市は、H19年度の生活保護行政を、「多重債務に陥り、生活費に困窮し生活保護開始になる場合があり、保護開始後の債務解決に向けた組織的な取組が不十分であった。」と反省し、「20年度には多重債務解決に向け、債権整理等の支援に関するプログラムを策定する。」と事業評価シートで宣言しています。

これら市川市や鎌倉市の動きは、国の多重債務者対策本部が決定した「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月）を受けたものです。

プログラムでは「生活保護を担当する福祉事務所、一等の担当部署等で、多重債務者を発見した場合、相談窓口へ直接連絡して誘導するといった取組を行うなど、それぞれの地方自治体内において、各部署間の連携を進めるよう要請する。」と書かれています。

大阪市の場合は、受付面接で債務状況を聞き、その清算について自分自身では対応困難と申し出ると、ケースワーカーが、弁護士会の無料相談の予約を取る所までは手助けしてくれるようです。

ハッキリしているのは、借金があっても、生活保護を受給することが出来る、ということなのです。

借金を抱えたのはその人自身ですから、生活保護を受けた後、借金の清算について、自分自身で努力しなければなりません。そして、ケースワーカーはそれを積極的に手助けする立場なのです。ですから、申請の時に、借金のことを隠したりする必要はありません。

住民票を移すタイミングなども相談しておきましょう。

### 「定額給付金の取扱い」のおしらせ。 西成労働福祉センター・労働福祉係が配布中のビラ紹介。

定額給付金の申請をされていない方にお知らせをします。(定額給付金の申請期限は、大阪市は11月2日です。また、大阪市以外の市町村については、もう少し早いと思われる。)

西成労働福祉センターでは、定額給付金申請の相談および保管については、9月30日(水)までとします。

また、9月30日(水)以前に、西成労働福祉センターに届いている定額給付金申請書については、すべて

大阪市および各市町村へ返送をいたします。

10月1日(木)以降は、定額給付金の申請書を預かることができませんのでご注意ください。

10月1日(木)以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。「手引き書—生活保護は怖くない」(無料配布中)

### 不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話~~06-6561-4392~~)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話~~06-6658-8888~~)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。